

まつやまの大切にしたい 景観100選

石井地区
(2カ所)



星岡山 古戦場記念碑
【星岡一丁目(雲門寺北側)】

浮穴地区
(3カ所)



豊島家住宅
【井門町】



伊豫豆比古命神社(椿神社)
【居相二丁目】



重信橋と石鎚連峰
【森松町(浮穴支所側河川敷土手)】



杖ノ淵公園
【南高井町】

広報まつやまで順次掲載予定。詳しくは都市デザイン課のホームページや市の都市計画情報サイト「e～よまちなび」の観光情報タブを確認
 岡都市デザイン課
 ☎948-6518・FAX934-1807

事業主は償却資産の申告を

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産(個人や法人が土地・家屋以外で事業用に所有している資産)にも課税されます。工場・商店・飲食店・美容室・アパート・駐車場などを経営していて、平成31年1月1日現在、市内に下記のような償却資産を所有している人は申告が必要です(資産の増減がない、解散・廃業・休業した場合なども申告が必要)。すでに申告されている人には12月中旬に申告書を郵送します。事業を開始された人などは申告書の提出をお願いします。

資産の種類	具 体 例
構築物	賃借家屋に取り付けた内装工事、アスファルト舗装などの舗装路面、塀、フェンス、ビニールハウス、植栽など
機械・装置	太陽光発電設備、各種製造加工修理機械、土木建設機械、機械式駐車場設備、医療機器など
車両・運搬具	大型特殊自動車(フォークリフト)など
工具・器具・備品	コピー機・パソコンなどの事務機器類、冷蔵庫、応接セット、エアコン、自動販売機、各種工具、金庫、看板など

申告期限 平成31年1月31日(木)。直接または郵送で申告書(資産税課〈市役所本館2階〉、市ホームページにあり)を〒790-8571資産税課へ
 ※eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告も可。詳細はeLTAXHP <http://www.eltax.jp/>または右記二次元コードから確認

〈申告内容の確認調査へのご協力をお願い〉

申告内容が適正であることの確認のため順次、帳簿調査などを行っており、固定資産台帳などの帳簿書類の提出をお願いする場合があります。



二次元コード

岡資産税課(償却資産担当) ☎948-6309・FAX934-1802

土地・建物の用途変更や取り壊しは 固定資産税の届け出を

- 次の場合、資産税課(市役所本館2階)まで届け出てください。
- 土地・建物の用途変更(例:農地を駐車場に変更。事務所を住宅に変更など)
 - 建物の取り壊し
- ※登記を変更済みの場合は届け出不要

岡資産税課(土地担当) ☎948-6313、(家屋担当) ☎948-6319・FAX934-1802

2019年度からの市・県民税の主な改正

2019年度から配偶者控除および配偶者特別控除が大きく変わります(2018年1月1日以降の収入分が対象)。

働きたい人が仕事の調整を意識しなくてすむように、配偶者控除および配偶者特別控除が見直されました。

配偶者控除の見直し

2018年度までは、生計が同一である配偶者の前年の合計所得が38万円(給与収入のみの場合収入金額103万円)以下である場合は、納税義務者の所得に関わらず控除の適用を受けられましたが、2019年度からは納税義務者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると控除の適用が受けられません。

配偶者特別控除の見直し

控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満(給与収入のみの場合収入金額141万円未満)から123万円以下(給与収入のみの場合収入金額201.6万円未満)へ引き上げられました。また、配偶者控除と同様に納税義務者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると控除の適用が受けられません。

【改正後の配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表】

控除額単位:万円

配偶者の合計所得金額	配偶者控除	納税義務者の合計所得金額 (給与収入のみの場合の収入金額)			【参考】 配偶者が給与収入のみの場合の給与収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
38万円以下	一般	33	22	11	103万円以下
	老人	38	26	13	
38万円超～90万円以下		33	22	11	103万円超～155万円以下
90万円超～95万円以下		31	21	11	155万円超～160万円以下
95万円超～100万円以下		26	18	9	160万円超～166.8万円未満
100万円超～105万円以下		21	14	7	166.8万円以上～175.2万円未満
105万円超～110万円以下		16	11	6	175.2万円以上～183.2万円未満
110万円超～115万円以下		11	8	4	183.2万円以上～190.4万円未満
115万円超～120万円以下		6	4	2	190.4万円以上～197.2万円未満
120万円超～123万円以下		3	2	1	197.2万円以上～201.6万円未満
123万円超		適用なし			201.6万円以上

岡市民税課 ☎948-6291・FAX934-1802

※納税義務者の合計所得金額1,000万円超については配偶者控除および配偶者特別控除の適用はありません